

海外経済要録

米 国

◇米国における1958年の新規設備投資予想

この程商務省および証券取引委員会は1958年の年間設備投資予想額の改訂数字と第1四半期実績とを公表したが、同報告によれば第1四半期実績は、事業活動の低下に伴い各企業の投資計画が改訂されたこと、冬季の悪天候が投資計画に影響したことにより、年率324.1億ドルと前回の予想を3.4%下回っている。

本年の年間設備投資予想額が、307.7億ドルと前年3月の予想をさらに3.8%下回っていることは注目される。改訂による減少は、鉄道以外の運輸業を除き、全業種に及んでいるが、57年実績に比べれば製造業24.6%、鉱業19%、鉄道27%、公益事業5.3%、商業およびその他7.4%とそれぞれ減少し、総額において17%の縮小となつている。

今回発表された第3四半期の予想額によれば、同期中も電力関係(57年比5%増)を除き大企業の投資削減傾向が続き、とくに製造工業の設備投資は鉄、鉄鋼、自動車、ガラス、紙などを中心に57年第3四半期のピーク時に比し大幅の縮小(28%減)を示している。

なお両院合同経済委員会の予想では、今後設備投資は引続き下降傾向をたどり、第4四半期は年率290億ドル(57年第3四半期のピーク時比26%減)に減少するものとみている。これは戦後2度の不況時におけるピークよりボトムまでの設備投資下降率(49年-20.5%、54年-10.8%)を上回るのみならず、この傾向はさらに59年々央まで続くものとしている。

新規設備投資計画 (単位・億ドル)

区 分	1957年 実 績	1958年 (3月 予想)	1958年 (今回の 予想)	1958 年		
				1/4 (実績)	2/4	3/4
製 造 業	159.6	132.0	120.4	132.0	121.8	116.8
耐 久 財	80.2	62.2	57.1	65.8	57.8	55.2
非 耐 久 財	79.4	69.7	63.3	66.2	64.0	61.6
鉱 業	12.4	10.6	9.3	10.0	9.8	9.4
鉄 道	14.0	8.7	7.3	10.2	7.8	6.2
その他運輸業	17.7	14.4	14.7	16.9	14.7	13.3
公 益 事 業	62.0	64.1	62.9	58.7	64.4	63.2
商業およびその他	104.0	91.0	93.0	96.3	95.1	94.2
計	369.6	320.7	307.7	324.1	313.6	303.1

(注) (1) 1958年第2および第3四半期は推定。

(2) 四半期別計数は季節調整年率。

欧 州 諸 国

◇EPU協定の1年延長

6月29日 OEEC 理事会は、EPU協定をさらに明年6月まで1年間延長することを決定した。新協定は毎月の金ドル決済比率を75%に据置くとともに、通貨の交換性を回復した加盟国の quota が全体の50%に達した際 EPU を清算して EMA (European Monetary Agreement) を発動する旨の特別条項を存置せしめたほか、次の事項を規定している。

- (1) スイスが1959年以降同盟の脱退を意図する場合には、12月までに通告することを条件として認める(スイス議会は自由貿易地域協定が成立しない場合明年以降の無条件延長に反対している)。
- (2) 西ドイツ、ベルギー・ルクセンブルグおよびスイスは引続き quota を上回る信用を供与する(スイスは quota をこえて62.5百万ドルまで、ベルギー・ルクセンブルグは25百万ドルまで、西ドイツは無制限)。
- (3) イタリアおよびポルトガルは以前 EPU から供与された信用(イタリア50百万ドル、ポルトガル15百万ドル)を返済し、債権国がこれを信用残高に応じ分配する。

◇英国の公定歩合引下げなど金融緩和措置

6月19日英蘭銀行は、公定歩合を従来の5½%から5%へ本年に入り3回目の引下げを行つた。今回の引下げにより英国の公定歩合は昨秋のポンド危機以前の水準に復帰することとなつた。これよりさきエイモリ蔵相は17日議会において、4月の予算演説で明らかにした初年度償却控除(Initial Allowance)の拡大をさらに増加し(工業用施設機械、工業用建物につきそれぞれ30%、15%に拡大、ただし鉱業用施設の40%は据置)、4月15日に遡及して実施する旨を発表した。また19日ワトキンソン運輸相は、海運会社の資金調達を政府の統制からははずす旨言明、資本発行委員会への申請は引続き必要とするが、その資金調達の方法は自由となつた。

これらの措置は、年初来の国際収支の好調、国内景気後退傾向を背景とする当局の金融緩和方針を明確化したものであつたが、さらに7月3日エイモリ蔵相は議会において、「政府の経済政策目標は引続きポンド強化と物価安定を優先させることにあるが、同時に情勢の許す限り輸出および投資を増加せしめることにある」と述べ、次のごとき金融緩和措置を発表した。

1. 銀行貸出制限の廃止

従来の銀行貸出制限は7月末をもつて廃止し、Radcliffe委員会の勧告あるまで暫定的に「特別預金制度」(後記参照)を導入し、英蘭銀行が必要と認めた場合には市中銀行の流動性を規制しうる措置を講ずる。

2. 資本発行委員会の審査基準の緩和

資本発行統制に関し次の調整を行い7月4日から実施する。

- (1) 輸出の増加、輸入の削減など外貨収支改善に貢献する資本発行は、当面緊急な投資のみに限定せず、将来の必要も考慮して許可を与える。
- (2) 資本支出のための銀行借入れについては、他の資金源による場合と同基準でその目的について審査するが、銀行借入れによる方法の適否、借入期間および返済条件の審査は廃止する。
- (3) 審査限度を従来の10,000ポンド以上から50,000ポンド以上に引き上げ、1956年3月以前の限度に復帰する。
- (4) 株式の無償交付は審査の枠外とする。ただし社債発行は租税負担軽減の目的で発行されることを防止するため大蔵省の許可を必要とする。
- (5) 従来脱法的手段により資本発行委員会の審査を免れていた資本発行を審査の枠内とする措置を講ずる。

今回の緩和措置に関し、労働党のウィルソン議員は、英国経済の当面する問題がインフレーションではなくリセッションであるとのかねての労働党の主張を、政府が遅まきながら認識したことを歓迎しているが、国有産業の投資抑制措置の廃止および1956年2月まで認められていた投資控除制(Investment Allowance)の復活措置を採らなかつたことを非難している。しかしCity筋、産業界などは一般に今回の緩和措置を好評をもつて迎えており、とくにフィナンシャル・タイムズ紙(7月4日)は、金融緩和措置と同時に特別預金制度による引締め措置を発表したことはポンドへの信頼強化に貢献するものであり、戦後の経済政策中まれにみるタイミングのよいセンスを見せたものと賞賛している。

◇英蘭銀行の「特別預金制度」

7月1日エイモリ蔵相は、英蘭銀行総裁あて書簡を通じ、市中銀行貸出制限に代るべき信用調節手段の検討を要請した。今回導入された「特別預金制度」は、英蘭銀行がこの要請に応じ、金利政策、公開市場操作とともに銀行信用を制限する必要が生じた場合の一般的な金融調整手段として立案、市中銀行の了解を得たものである。その概要は次の通り。

- (1) 英蘭銀行は必要と認めた場合、銀行に対し特別預金を英蘭銀行に預入方指示することができる。

(2) 本預金はその時の大蔵省証券利回りを基準として利息を付する。

(3) 本預金は銀行の流動資産に算入されない。銀行は本預金を除いて通常の流動比率(30%)を維持するものとする。

(4) 特別の事情ある場合英蘭銀行との協定により本預金の一部を解除しうる規定を設ける。

(5) 本預金預入方指示は、各銀行グループ別に一定日の総預金額の一定率を基準として行い、各行の総預金額の増減を考慮し毎月調整を加える。総預金額に対する本預金の比率は各グループごとに必ずしも同一ではない。

(6) 差当り加盟銀行およびスコットランド銀行のみを対象とする。

現在市中銀行の流動資産状態(5月の流動比率32.4%)および貸出動向からみて、本制度に近い将来実施されることはないともみる向きが多い。

本制度の創設により、英蘭銀行の金融調整力は強化されることは事実であるが、本制度はいわゆる支払準備制度と異なり、市中銀行の過剰な流動資産の凍結によつて流動比率の低下を図り、これによつて信用拡張力を規制せんとするものである。この点むしろ豪州中央銀行の「特別勘定制度」に類似したものといえる。

本制度の実施により、市中銀行は保有大蔵省証券の売却によつて預入資金の調達を迫られる場合が予想されるが、英蘭銀行はその資金を大蔵省証券に運用し、財政資金調達は阻害することはないであろう。また政府の国債借換操作の必要は減少するものと考えられる。

◇西ドイツの公定歩合引下げ

6月26日ドイツ・ブンデスバンクは、公定歩合を $\frac{1}{2}\%$ 引き下げて3%とする旨を決定、27日より実施した。これは1956年9月以来5回目の引下げにあたり(56年5~9月 $\frac{1}{2}\%$)、西ドイツとしては戦後の最低(54年5~8月と同レート)となつた。今回の引下げ決定に当つて同行内部にも少数の反対意見があつたと伝えられるが、結局決定に踏み切つた理由として次の諸点が挙げられている。

(1) 国内金利低下傾向への追従

外貨流入の増大に伴い金融市場の引緩みが顕著となり短期資金レートの低下が進んでいるほか、貸出レートも協定最高レートを下回るものが増加の傾向にあるためこれに追従したこと。

(2) 国際的低金利傾向への同調

国際的金利低下傾向と同歩調をとることにより、金利面から外国短期資金の流入を防ぐとともに、国内流動資金の外国への流出傾向を支持すること(今回の引下げ後早くも20~30百万ポンドのロンドンへの流出が噂されて

いる)。

(3) 資本市場の育成

長期金利の低下傾向を促進し、とくに資本市場の育成を図ること。これは、預金金利の改訂がすでに論議され、また工業債、抵当債などの表面金利の低下が漸次進んでいる折から、この傾向を一層促進し資本利率を国際水準並みに引き下げることによって企業の負担を軽減するほか、本格的な資本輸出が行われうるような環境を醸成することを意図するものと解される。

なお、国内景気は最近停滞傾向が強まりつつあるため、今回の引下げによって好ましくないインフレ傾向を誘発する危険は少ないと判断された模様であるが、さらに進んで、景気を積極的に刺激する意図を有したものであるかについては一般に消極的に解されている。

◇西ドイツの自由化資本マルクの廃止

西ドイツ経済省およびドイツ・ブンデスバンクは、本年1月以来自由化資本マルク (Liberalisierte Kapitalmark, 略称 Libka-Mark) の廃止を検討していたが、6月末限りをもって廃止されることとなった。

自由化資本マルクは1954年9月、戦前から存在した封鎖マルク (Sperrmark)——1931年非居住者のマルク 預金、対独投資元本が自由に引き揚げられることを禁じ、一定条件で国内に封鎖するため創設されたもの——の切替えによって生じたもので、その後この勘定の増加は投資収益、ナチス犠牲者補償金支払などによるものに限って認められてきた (廃止時残高約6億マルク)。また、戦後非居住者による対独投資はこの勘定によつてのみ行われうることとされ、これによつて外国資本の法外な流入が抑えられてきた。

今回の措置によつてこの制限がはずされることとなるが、非交換通貨による投資はブンデスバンクの個別認可を要することとされているため、今後自由にドイツ国内に投資されうるのは、米ドル、カナダ・ドル、スイス・フランによるものに限られる。

資本輸入の自由化に伴い今後硬貨資本の流入が行われることによつて、資本市場の高金利の是正が促進され、国際水準並みに下がることが期待されている。この意味で今次公定歩合の引下げも、自由化資本マルク廃止と一連のつながりを有するものと見ることができよう。

なお、制限付交換マルク (Beschränkt Konvertierbare Mark) は今回の措置により本質的な変更を受けていない。

◇フランス・フランの正式切下げ

フランス政府は6月21日の政令をもつて、昨年8月10日の為替措置 (外貨売買に際し20%の割増金を支払いまたは

徴求する、opération 20%) を廃止した。

同時に為替局告示をもつて、米ドル参考相場 (cours de référence) を従来の350フランから420フラン (6月23日パリ取引所で登録された) に改め、6月23日より実施する旨発表した。

同告示によれば、今後市場における取引相場は原則として需給関係により決定されるが、指定通貨についてはフランス銀行が、上記米ドル参考相場と各指定通貨の対米ドル平価との裁定相場を中心として、相場の上限、下限を定めうることとなっている (EPU 通貨については上下各 $\frac{3}{4}$ %)。また対米ドル相場が上記参考相場の上下1%以上変動した場合には、参考相場は直ちにこの新相場により置き換えられることとなった。一見この規定は新たにフローティング・レートを採用したごとくみえるが、従来もほぼこれと同様の規定があつたので、これはとくに制度の変更を意味するものではない。

本措置により、フランス・フランは正式に対米ドル420フランに切り下げられたこととなるが、昨年8月以降事実上切り下げられていたのを正式に規定したものにすぎず実質的影響は皆無とみられている。

本措置を次期切下げへの布石とみる向きもあるが、一般には政府のフラン現行相場を堅持する意志の表明として好感されている。

なお、同時に上記告示により自由市場 (Marché libre) と公認市場 (Marché officiel) が統合されることとなったが、この両者を区別する実質的意味がなくなっている現在では単なる技術的な改正にすぎない。

◇フランスにおける金約款付国債の発行

6月1日成立したド・ゴール内閣のピネ蔵相は、外貨枯渇をはじめとする現在の経済危機に対処する第一着手とし、民間退蔵金の吸上げをねらいとする金約款付国債の発行を決定、6月17日より公募を開始した。

この国債は1952年ピネ内閣がフラン防衛のため発行したいわゆるピネ国債とはほぼ同様の条件であるが、その大要は次の通りである。(カッコ内は第1次ピネ国債)

- (1) 発行価格……額面通り (同左)
- (2) 利 率……年 3.5% (同左)
- (3) 償還期間……54年 (60年)
- (4) 金 約 款……国債の償還価格をパリ金市場のナポレオン金貨相場 (基準 3,600 フラン) にスライドさせる。ただし相場が 3,600 フラン 以下となつても償還価格は額面を割らない。 (同左・ただし基準相場は 4,000 フラン)
- (5) 特 典……有価証券収入にかかるあらゆる税金、およびこの国債の相続税、贈与税免除。無償譲渡税、

有償譲渡税への代用納付を認める。(同左)

- (6) 応募方法……フラン現金または一定の既発行国債に限る。
(同左・ただし銀行経由のものは、
金貨、金塊でもよい)

本国債の発行は国庫の資金調達もさることながら、3,000～3,500トンにのぼるといわれる民間退蔵の金(海外逃避分を含めれば6,000トンといわれる)の吸上げが重要な目的とされており、大蔵省では予想応募額3,000億フラン(第1次ピネ国債の実績は4,280億フラン)の1/3は退蔵金または逃避外貨の売却代り金によつて応募(第1次は35トン)されることを期待している。

上記趣旨に基き、6月25日には海外逃避資金の引揚げにつき現在課せられている25%の罰金を免除し、匿名を認める措置がとられることとなつた。

本国債発行にあたりド・ゴール首相は、“今次国債の成否はフランスの経済再建を左右するものであり、同時に国家に対する国民の信頼の度を表明するもの”であるとして国民の協力を切望した。

この国債の出足はすこぶる好調で7月2日までの応募は1,730億フラン(うち1,590億フランはフラン現金による、第1次ピネ国債は同期間に現金応募710億フラン)にのぼり、パリの金市場の出来高も連日増大、為替安定基金は同日までに106トン(119百万ドル)の金を買い上げている。

◇ベルギー国立銀行の公定歩合引下げ

7月2日ベルギー国立銀行は、公定歩合を $\frac{1}{4}$ %引下げ3 $\frac{3}{4}$ %とし、7月3日より実施する旨発表した。

今回の引下げはすでに本年に入つてから3度目(3月4.5%→4.25%、6月4.25%→4%)のものであるが、最近も前回引下げの時と同様、次のごとき外貨収支の好転と国内景況不振という背景が続いている。

ベルギーの金・外貨準備は、昨年9月を底として次第に回復を示し、本年5月までに287百万ドルを増加して1,322百万ドルとなつた。これは輸入の大幅減少による貿易収支の改善、短期資金の流入、ブラッセル万国博覧会開催による旅行者の外貨持込みが増大したことなどによるものである。

一方、国内経済では投資需要の減退ならびに輸出の減少傾向から工業生産は昨年末来低下傾向にあり(本年2月には前年同月比6.2%の減)、失業者も次第に増加して4月には175千人と昨年同期を72%方上回っている。物価も卸売価格は年初来微落を示しつつある。

なお、ベルギー国立銀行が公定歩合引下げにあつていずれも $\frac{1}{4}$ %の小幅にとどめているのは、現在ベルギー経済の景気後退の程度がさほど著しくない事情もさることながら、米国のリセッションの影響が今後輸出に影響を及ぼし

再び外貨危機を招く可能性のあることを懸念して慎重な態度を持しているためとみられる。

◇オランダの金融政策

オランダは1956年以降投資ブームにより国際収支が逆調を続け、とくに昨年8・9月の欧州の為替危機の際には投機的な外貨流出から国際収支は危機に直面したが、その後は流出した短期資金の還流、輸入の大幅減少による貿易収支の改善から漸次回復に向い、外貨準備は昨年10～12月間に145百万ドル、本年1～6月間に186百万ドルの増加を示し、6月末残高は1,230百万ドルとなつた。

反面、国内景況は昨年第4四半期以降やや不振となり、工業生産は昨年のピーク時に比し5%方低落し、失業率も最近は3%以上に達している。

こうした事情を背景として政府は、本年5月、一時停止していた“投資控除”制度(Investment Allowance)を復活して投資の促進に乗り出したほか、オランダ銀行は本年3月対顧客信用に関する制限を緩和する措置をとり、また公定歩合も1月(5%→4.5%)、3月(4.5%→4%)とすでに2度にわたつて引き下げてきたが、さらに6月中次のごとき金融政策が実施された。

1. 公定歩合引下げ

オランダ銀行は、上記経済情勢に対処し、最近の英国、ベルギー、イタリアなどの金利引下げ傾向に追随して、6月13日、公定歩合を従来の4%から0.5%引き下げ3.5%とし、14日より実施する旨発表した。

2. 支払準備率の引上げ

オランダ銀行は、最近の金・外貨の流入増大に伴い、市中流動性が過度に増大するのを調整するため、商業銀行の支払準備率を7%から8%に引き上げ、6月22日より実施することとした。

3. 賦払信用条件の緩和

オランダ経済相は6月25日、賦払信用における頭金の比率を従来の35%～20%から、25%～15%に引き下げる旨発表した。

◇デンマーク国民銀行の新金融措置

6月25日デンマーク国民銀行では、金融政策の運営を弾力的ならしめるため、下記のごとき一種の売出手形制度を設けることとした。

(1) 従来銀行および貯蓄銀行がデンマーク国民銀行に預入していた定期預金勘定(期限1.5ヵ月、利率年2.5%)に代えて中央銀行が“預金証券”(deposit certificate)を発行する。

(2) 今後同証券は毎週1回銀行、貯蓄銀行およびコペンハーゲン証券取引所会員に対して発行される。

(3) 同証券の償還期限は3か月とし、発行の際の割引率は毎週発行日の前日公表される。

(4) 同証券は市場において自由に売買しうる。

(5) 同証券はデンマーク国民銀行からの借入れに対する担保として使用しうる。

デンマーク国民銀行における定期預金制度は1955年5月国際収支悪化に対処するため、金融引締め措置の一環として創設されたものであるが、低利回りのため同行預金総額の10%内外を占めるにすぎず、さしたる効果を得ぬままに推移してきた。

今回の措置の目的は、従来の定期預金制度を弾力化して、未発達の開市場を育成することであり、とくに預金証券の原取得者はこれを第三者に自由な価格で転売できること、およびデンマーク国民銀行は割引率を市場の実勢に応じて変更しうることの2点が注目される。

本措置についてデンマーク国民銀行は、今後この証券の売買を通じて、デンマーク金融界のみならず産業界も、短期証券市場取引に慣熟することが望ましいとの見解を表明している。

◇コルホーズ農産物義務供出制の廃止と新価格制の実施

6月17～18日に開催されたソ連共産党中央委員会の決定に基づき、ソ連閣僚会議は次のような決定を行った。

(1) 1958年7月1日以降コルホーズの国家に対する農産物の義務供出制と MTS (機械・トラクター・ステーション)、RTS (修理・技術ステーション) に対する現物支払とを廃止し、国家による買付制度を実施する。

(2) 義務供出、予約買付、現物支払に関する1958年7月1日現在のコルホーズの累積負債は全額帳消しとする。

(3) 7月1日までに納入済の1958年度分の家畜、園芸作物(食用、薬用、鑑賞を目的として栽培する植物)はこの決定に基づく価格で再評価される。

(4) ソ連閣僚会議はコルホーズ農産物の買付価格を、各連邦共和国ごとに次の全連邦平均価格を基礎として決定する。

穀 物	1ツェントネル (100kg) 当り	74ルーブル
ひまわり種子	〃	172 〃
じゃがいも	〃	40 〃
てんさい	〃	23.5 〃
綿 花	〃	340 〃
牛 (生体重量)	〃	619 〃
羊 (〃)	〃	536 〃
食肉用豚(〃)	〃	786 〃
ベーコン用豚(生体重量)	〃	1,081 〃
めんどりとひな (〃)	〃	895 〃
ミ ル ク	〃	115 〃

た ま ご	10個当り	6 〃
羊 毛(細手)	1ツェントネル (100kg)当り	4,100 〃

(5) 農産物調達機関はコルホーズに対し、農産物については販売原価の25%以内、また肉、たまご、羊毛については販売原価の20%以内の無利子の前渡金を交付する。ゴスバンクはこの目的のために上記機関に対し信用を供与する。

(6) 1958年7月1日以降、コルホーズ農民、労働者、事務労働者の国営・協同組合機関に対する私的生産物の販売には、この決定による買付価格が適用される。

ア ジ ア 諸 国

◇インド、米国からルールケラー地区鉄鉱山開発に20万ドルを借款

ルールケラー地区鉄鉱山開発計画に対する、アジア経済開発米国大統領基金からの20万ドル借款協定は、6月25日米印間の調印をみた。同鉱山共同開発についての日本、インド間取決めは、すでに3月19日調印を終えており、これで構想発表以来2年半ぶりに、日米印3国による共同開発体制が整ったわけである。

本開発計画は鉄鉱石開発のほか、鉱山・積出港間の鉄道建設および積出港ビザカパトナムの港湾施設改修を含み、総所要資金67万ドル、うち外貨所要額32.5万ドルと見込まれている。ちなみに1964年以降わが国へ年間2百万トン(わが国現在の輸入量の約4分の1)の鉄鉱石を供給する一方、わが国からは設備買付資金として8万ドルのクレジットが供与されることとなっている。

なお前記大統領基金はアジア諸国の経済共同開発計画を対象とし1億ドルのファンドで設けられたもので、借款条件も本件の場合、①年利3.5%、②貸付後3年間据置ののち、③現地通貨ルーピーによる、④半年ごとの分割返済と、受入国にかなり有利となっている。このほか同基金から、タイ・ベトナム・カンボジア・ラオス4か国共同電気通信事業に26万ドル、パキスタン・アフガニスタン鉄道建設に27万ドルの借款供与が内定しており、これまでと全く相互協力に消極的といわれていた東南アジア地域に、経済共同開発の気運を促進しつつある点が注目される。

◇マラヤ中央銀行法案の起草

マラヤ連邦政府は、中央銀行を明年早々に設立、発足させるため、目下マラヤ中央銀行法案を起草中である。同国蔵相の明らかにしたところによれば、同行は設立と同時に通貨発行権を与えられるが、実際の発行権の行使は遅れることになり、またマレー連邦政府とシンガポール、北ボル

ネオ地域（いずれも海峡ドル流通区域）などとの協定ができれば、同国中央銀行の権限がこれらの地域にも及ぶ条項が法案に含まれる模様である。

◇南ベトナム、米国余剰農産物見返フラン資金の利用

このほど南ベトナム、米国、フランス3国は、フランスの米国余剰農産物見返フラン資金（総額20百万ドル相当）をもつて南ベトナムのフランスからの輸入資金にあてるといふ協定を締結した。同フラン資金はフランス銀行におけるベトナム中央銀行名義の口座に払い込まれるが、同勘定はフラン貨の平価切下げに対して保証され、またそのうち4百万ドル分については南ベトナムがフランス以外のEPU諸国からの輸入に自由に使うことができるとされている。ただしこの場合はフランスの商品が他のEPU諸国の同一商品に比して高値の場合に限られているようである。

◇フィリピン、米国から125百万ドルを新規借入

ガルシア大統領は、米国からの借入により同国の開発計画促進ならびに直面している外貨危機の打開を図るため訪米中であったが、6月20日米国において125百万ドルの借入供与の共同声明が発表された。

この借入の内容は公共ならびに民間部門の開発計画に対して行われる米国輸出入銀行の75百万ドルと、特定開発計画に対する開発借入基金からの50百万ドルとである。

なお、最近のフィリピンの外貨保有状況をみると、砂糖輸出期のため保有外貨の増大をみるべきはずの今日においても、なお外貨危機の喧伝された昨年末当時と全く同様の状況にある。その上①近く米国民間銀行からの短期借入金19百万ドルを返済する必要があること、②早魃により輸出農産物の減産が見込まれること、③厳格な輸入抑制措置は潜在的インフレ圧力からも困難な事情にあることなど、同国の外貨事情は引き続き好転を望みえない状況にある。

外貨保有状況 (単位・百万ドル)

区 分	中央銀行	市中銀行	計
1957年12月末	71	69	140
1958年1月末	82	62	144
“ 2月末	91	59	150
“ 3月末	82	69	151
“ 4月末	76	62	138
“ 5月末	83	61	144
(前年同期)	(133)	(63)	(196)

◇中共、経済建設公債発行を地方に移譲

中共政府は6月5日、地方行政機関の管理下にある地方企業の発展を促進するため、「中華人民共和国地方経済建設

公債条例」を公布した。その要点は次のごとくである。

- (1) 各省、自治区、直轄市は地方経済建設公債を発行することができる。
- (2) 同公債の利息は年利2%をこえてはならない。
- (3) 同公債の償還期限は5年以内とする。
- (4) 同公債を市場に流通せしめてはならない。
- (5) 同公債は地方人民大会の承認を経た上発行するものとし、國務院に事後報告を要する。

なお、本条例は明年から施行されるが、それに伴い、従来中央政府により発行されてきた国家経済建設公債は発行を停止されることとなっている。

◇中共における軽工業の発展状況

最近東南アジア諸国に対して中共の軽工業製品の進出が漸次活発となり、とくに綿布の進出は著しく、インドネシアなど一部の地域においてはわが国の市場を蚕食しつつあることが伝えられている。これは第1次5か年計画以後中共において軽工業がかなりの発展を遂げた結果であるが、第2次5か年計画においても一段とその発展を図ることが予定されているので、東南アジア市場におけるわが国製品と中共製品との競争はますます激化するものとみられる。

以下、中共の主要軽工業の状況についてみると次のごとくである。

1. 繊維工業

第1次5か年計画(1953~57年)により、河北、河南、湖北、陝西などの主要綿作地区を主として、比較的大規模な紡績工場が44建設され、紡機数は約240万錠増加し、現在、綿紡績工場は184、紡機数は800万錠余に達している。綿糸布の生産高は綿作の豊凶により大きく左右されているが、1956年において綿糸21億ポンド、綿布54億ヤードと5か年計画開始の前年である1952年に比べ、それぞれ45%および52%増加した。これを金額でみると、1956年の紡績工業の生産額は130億元で、1952年に比べ63%の増加である。

昨年は前年の綿花が不作であつたため、一昨年に比べ綿糸11.7%、綿布14.7%のそれぞれ減産が見込まれているが、本年は昨年に比べ綿糸12.7%、綿布5.8%それぞれ増産が予定されている。

本年から開始された第2次5か年計画においては、紡織機械の大幅な増産が計画され、5か年間に綿紡機12~13百万錠の生産(うち1百万錠は輸出)を予定しており、計画通り行くとすれば5年後には生産設備は2千万錠に達することとなる。また織機310千台、40億ヤードの綿捺染設備、3.2億ポンドのメリヤス機械、1百万錠の紡毛設備などの生産が計画されており、中共が繊維工業の発展をきわめて重視していることがうかがわれる。

2. 食品工業

第1次5か年計画間に建設された工場数は161に及んでいるが、そのうち主なものは製糖24、製油90、酒造39などである。これら各種工場の建設により、1956年の食品工業の生産高は134億元となり、1952年に比べ74.7%増大した。主要製品の生産実績ならびに生産予定高は次のごとくである。

		(単位・千トン)		
		1952年 (実績)	1957年 (実績)	1962年 (予定)
砂	糖	249	850	6,000
食	油	72	1,450	6,000
酒	—	—	730	200

3. その他軽工業

主なものについて第1次5か年計画による年間生産能力

の増加をみると、製紙268千トン、ゴム靴3,270千足、陶磁器6,630千個、魔法瓶6,000千個などとなっている。昨年における紙の生産高は912千トンとなり、1952年に比べ2.4倍と大幅の増加を示したが、しかし一般に設備の稼働率が低く、ほとんどが50~70%前後のため、一昨年における日用品工業の生産高は73億元と1952年に比べ52%の増加にとどまっている。第2次5か年計画においては日用品工業の生産高は年平均30%の増加率をもつて発展させることが計画されており、その結果、1962年においては本年度に比べ、陶磁器、ホーロー鉄器、ガラス製品などは8.4倍に、魔法瓶、皮革、ゴム靴、自転車、ミシン、計算器などは2倍にそれぞれ増産を予定している。